

## 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和2年9月7日（月曜日）
- 開 会 午前 9時59分
- 閉 会 午前10時09分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 9人
- |      |         |
|------|---------|
| 委員長  | 金 厚 有 豊 |
| 副委員長 | 佐 藤 則 寿 |
| 委 員  | 岡 部 享   |
| //   | 押 田 大 祐 |
| //   | 江 西 照 康 |
| //   | 高 田 真 里 |
| //   | 成 田 光 雄 |
| //   | 松 尾 茂   |
| //   | 高 田 重 信 |
- 4 欠席委員 1人
- |     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 柞 山 数 男 |
|-----|---------|

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久
//	五 本 幸 正

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課調査係長	本田 宏之
議事調査課主事	北山 栞

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。  
柞山委員から、都合により欠席するとの連絡がありましたので御報告いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に高田 重信委員、岡部委員を指名いたします。  
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。  
まず、大きな協議事項1番目の、9月定例会の運営についてのうち、1つ目の「企業会計における剰余金の処分等に係る議案の取扱いについて」であります。先週金曜日、9月4日の本会議において、市長からこの議案について提案がありました。  
この企業会計における剰余金の処分等については、地方公営企業法の一部改正により、決算認定議案とは別に、議案として審査することとしております。  
企業会計の決算認定議案については、8月4日に開催した本委員会の中で、予算決算委員会及び各分科会において閉会中の継続審査と

することとされております。

そこで、この剰余金処分等の議案についても、昨年度と同様に、決算認定議案と一括して予算決算委員会に付託し、閉会中の継続審査とする取扱いにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、2つ目の「一般質問について」は、18名の方から通告がありました。

そこで、一般質問の順序については、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、3つ目の「請願・陳情について」は、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり請願1件、陳情4件であります。

まず、令和2年分請願第3号「富山市議会議員の定数を削減することを求める請願」については、議会運営委員会へ付託される予定でありますので御承知おき願います。

また、令和2年分陳情第16号「道の駅らしき施設に関する陳情」については経済環境委員会へ、令和2年分陳情第19号「議員定数削減を求める条例改正の陳情」については議会運営委員会へ、令和2年分陳情第20号「富山市立小・中学校教諭の過酷な超過勤務是正に関する陳情」については総務文教委員会へそれぞれ付託される予定でありますので、併せて御承知おき願います。

なお、令和2年分陳情第20号の陳情人から、委員会の中で意見陳述を行いたい旨の申出がありましたので、このことについては、付託予定である総務文教委員会において事前に協議を行っていただきたいと思えます。

次に、令和2年分陳情第15号「広報誌に関する陳情」についてですが、本件陳情について市担当課に確認したところ、「広報誌には様々な所属の情報を掲載しており、記事の編集や印刷に時間を要するため、記事の掲載の約1か月半前に原稿を提出してもらっている。また、紙面には限りがあるものの、極力、各所属の希望に沿えるよう工夫を行っている」との回答がありました。

なお、陳情文中に「4～5年前、木象嵌展の案内を広報に取り上げられなかった」旨の記載がありますが、平成21年以降、毎年広報

には掲載されているとのことでした。

したがって、議長は、「行政の案内をスムーズに、つまり円滑に広報で案内することは、既に実施されていることから、所管委員会への付託・審査にはなじまないと考える。」との見解を示されており、請願・陳情取扱要領に沿って、本委員会としての意見を求められております。

このことについて、委員の皆さんの御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 陳情文を読ませてもらうと、議長の言われるとおり、願意は既に達成されているものと推察されますので、この陳情の審査は必要ないと思います。

委員長 ほかに御意見はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようでありますので、今ほどの発言のとおりとして意見をまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、令和2年分陳情第15号については、議会運営委員会の意見として「本件陳情については、議長見解のとおり、今定例会において所管の委員会への付託及び審査にはなじまないと考える。」との意見を付して、議長に報告いたしたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、4つ目の「意見書・決議について」であります。

これまでに受理しているものについては、お手元の資料のとおり請願形式3件であります。この請願形式による意見書提出要請については、それぞれ請願者から、もし議員提出議案とならなかつた場合は請願として取り扱ってほしいとの申し出がありました。

したがいまして、議員提出議案とならなかつた場合には、本会議最終日に、委員会付託を省略して直ちに討論・採決を行いますので御承知おき願います。

また、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）については、14日（月曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）、決議（案）については、15日（火曜日）の本委員会でお示しし、本日提示いたしました3件の意見書（案）と併せて18日（金曜日）の本委員会において御協議いただくこととなりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思います。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。最後に、私のほうから1点お伝えしたいことがあります。

去る8月4日の議会運営委員会において、「本会議出席の際はマスク着用を義務づける。また、発言はマスク着用のまま行う。ただし、本会議で一般質問を行う際、マスク着用が健康上の理由から難しい場合に限り、議長の許可により、例外的にマスク着用を要しないものとする」ことを決定いたしました。

このことについては、事前に申出があることを想定しているところですが、事前に許可を得ていない場合であっても、その場で発言者から申出があった場合には、議長の判断で許可することとしたいと思いますので御承知をお願いします。

なお、今9月定例会からは、マウスシールドについてもマスクと同様のものとして取り扱うことといたします。

また、当局も同様の対応といたしますので、併せて御承知おき願います。

ここで、事前に自由民主党さんから発言の申出がありましたので、これを許可します。

江西委員

さきの6月定例会に、委員会のインターネット中継をしてほしいという請願が上がっていたと思うのですけれども、これについて議論を深める必要があると考えております。

ただ、私たちは常に、多くの市民がどう考えるのか、多くの市民にとって幸せなことであるのかどうかということをしっかり根底に考える必要があると思います。

それに資する資料として、現在の中核市でのインターネット中継の採用状況及びそれが実際どのように活用されているのか、できればそこまで深掘りした数値を……。

また、こういった中継をする場合に、導入費用と運用の維持費用、イニシャルコストとランニングコストがどれくらいかかるものなのか、この数値について議会事務局へ詳細な調査をお願いし、改めてこの議会運営委員会に報告していただきたいと考えます。

委員長

この件について、事務局は資料の準備ができますか。

議事調査課長 準備いたします。

委員長 それでは、資料の準備が整い次第配付させたいと思いますので、御承知おき願います。  
次回の議会運営委員会は、9月15日（火曜日）予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。  
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 9 月 定 例 会  
(令和 2 年 9 月 7 日)  
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長      金 厚 有 豊

署 名 委 員      岡 部      享

署 名 委 員      高 田 重 信